

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく立入検査のための身分証明書の取扱いに関する規程

(平成4年6月22日公委規程第6号)

[沿革] 平成5年9月公委規程第3号、16年3月第2号、平成29年3月第2号改正

(目的)

第1条 この規程は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第33条第2項の規定に基づき暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第36条第2項に規定する立入検査の際に携帯する身分証明書（以下「身分証明書」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与)

第2条 身分証明書は、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為に関する事実の調査を行うに当たり、奈良県警察本部長が別に定める奈良県警察職員（以下「職員」という。）に貸与するものとする。

(返納)

第3条 前条の規定に基づき、身分証明書の貸与を受けた職員は、人事異動等によりその職を離れたときは、速やかに公安委員会に当該身分証明書を返納しなければならない。

(取扱い上の遵守事項)

第4条 身分証明書の貸与を受けた職員は、その取扱いについて、遺失、盗難、破損等のないよう留意するとともに、理由のいかんを問わず他人に貸与してはならない。

(遺失等の報告)

第5条 職員は、身分証明書を遺失、盗難その他の事故により亡失し、又は破損したときは、その日時、場所及び遺失等の状況を遅滞なく所属長に報告しなければならない。

2 報告を受けた所属長は、速やかにその状況を調査し、必要な措置を採った上、公安委員会に報告しなければならない。

(貸与等の手続)

第6条 身分証明書の貸与又は返納の手続きは、刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）が行うものとする。

2 組織犯罪対策課長は、身分証明書交付簿（別記様式）を備付け、証明書の貸与及び返納の状況を明らかにしておかななければならない。

附 則

この規程は、平成4年6月22日から施行する。

附 則 (平成5年9月3日公委規程第3号)

この規程は、平成5年9月3日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日公委規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日公委規程第2号)

この訓令は、平成29年3月24日から施行する。

